

特定非営利活動法人 静岡市障害者協会
平成30年度 事業計画書

はじめに

平成29年度までに、国際障害者権利条約の批准のための関連国内法の整備、施行が進み、我が国の障害者の権利擁護体制は制度全体として整備されつつある。しかし、障がい者差別解消ための斡旋、紛争解決機能の実効性の確保や障害者虐待防止ネットワークの確立等実務的な取り組みはあまり進んでおらず、課題となっている。

平成30年度は、①国の第4次障害者基本計画（平成30年度～35年度）の実施、②障害者総合支援法の3年後の見直しに関わる同法の省政令の改正と報酬体系の変更、③都道府県・政令市においては平成30年度に策定された障害者計画、障害福祉計画等が具体的に推進される。

この時期に当たり、当協会としても、福祉と医療、教育、雇用、年金、司法、防災、交通・移動、情報・通信、消費者保護等の関係各分野で連動させながら、様々な機会を捉えて障がい者の権利擁護の推進、障がい者児の福祉の充実、生活全般を支える支援の充実に向けて、積極的、具体的に提言を行いつつ、具体化の推進をすすめたい。

静岡市からの委託事業として、基幹相談支援センターや虐待防止センターなどを運営するにあたり、当事者の立場に立った視点で業務を遂行する。

1. 今年度の重点事業（概要）

今年度のテーマ	「本来やるべき機関に、やるべき業務の遂行をお願いし、協力する」
今年度の方針	「新規事業に取り組みつつ、関係機関と具体的に連携・協働する」

◎は新規の事業、○は重点的な取り組み

(1)	協会の基本理念を確立し、市内の障がい者や当事者団体への支援を充実する（継続）	
	① これまでの活動について振り返り、会員の声を聴き、今後の方向を見定める	◎
	② 当協会の基本理念を確立し、自主的な「静岡市の福祉ビジョン」を構想する	◎
	③ 会報「わかば」（3回発行）、ホームページ、CANPAN ブログなどを活用し、協会の活動状況を広く発信する	○

(2)	協会の財政を安定化し、安定的な組織運営を図る（継続）	
	① 正会員を増やし、協力会員を拡大させるなど、組織の基盤を強化する 市内の障害者団体のうち未加入の団体（発達系、脳外傷系）に個別に働きかける	
	② 認定 NPO 法人を維持するため、パブリックサポートテスト（1年間で3000円以上の寄付者を100人以上）のクリアを継続する	○
	③ 総会を年1回、理事会を年4回で開催し、協会を民主的に運営する	○
	④ 当協会においても推進されるべき障がい者の雇用は、障害者雇用助成金の活用により少しでも雇用の幅を広げながら、その財源を確保する。	◎

(3) 障害者団体として独自の事業を進める（自主事業：継続）	
① 研修会（障害者プランの勉強会）を継続し、自らが勉強する （毎月第3水曜午前 10～12 時）	
今年度のテーマは引き続き「防災と差別解消」として、様々な角度から学習する ・差別等の事例を集めて研究し、静岡市で障害者差別禁止条例（仮称）を作る必要性や内容を検討するとともに「差別解消地域支援協議会」の設置に協力する。	◎
② 地域の防災訓練に避難所運営を入れ、要援護者支援を盛り込む （毎月第1火曜午後6時～8時）	
地域防災訓練に避難所の運営訓練を入れるよう自主防に働きかける	◎
地域防災訓練に要援護者支援を盛り込むよう働きかける（要援護者の窓口設置、安否確認など） 例：静岡県総合防災訓練（会場：静岡市）に参加する	◎
③ 移動支援・バリアフリー委員会の活動で社会参加を促進する （毎月第4木曜午後1時30分～3時30分）	
移動支援：精神障がい者の社会参加、障害児通学支援の個別協議の円滑実施、車両移送型・グループ支援・大学等高等教育機関での活用について研究する	○
移動支援：指定事業所の拡大（居宅支援のみから他の事業所へも）	◎
バリアフリー：バスの利用改善や障がいがある人の社会参加を進めるよう事業所と協力し、定期的に話し合いの場をもつ	○
④ 「生き直し・家族・職場等での人間関係の調整」のセッションと研修会の開催 知的障害のある人が性加害を起こさないために、あるいは性犯罪の再犯を繰り返さないために専門的なセッションを開催（年6回）し、支援者の質の向上と裾野を広げる研修会・シンポジウム（各1回）を実施する。【使途選択型共同募金助成事業】	◎
⑤ 市議会厚生委員会の委員（議員）との懇談会の開催 解決が困難な課題や継続的な課題について意見交換し、課題共有し解決に取り組む	○

(4) 静岡市障害者相談支援推進センターとしての役割を果たす（市委託事業）	
① 基幹相談支援センターとして自立支援協議会の中軸となり相談支援機関の課題に取り組む	
3区で毎月開催される相談支援事業者を中心とする事務局会議・連絡調整会議を活用し、本来の役割が遂行されるよう協力する。	○
専門部会の活性化とそれぞれの専門的な課題解決に取り組む 既存の専門部会への協力(地域生活支援、権利擁護・虐待防止、就労支援、地域移行、相談事業評価部会)と新たな専門部会（こども部会と相談支援部会）の立上げと運営に協力	◎
増大する業務量を整理し、担当者の役割分担、他機関への引継ぎを行うしくみを作る 特に基幹相談支援センターに期待される役割として、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所に対し、困難事例の総合的な調整機能、スーパーバイズ機能が期待されているところから、個別の支援ケースについては支援の方向性を明確にしつつ関係機関に引き継ぐ。	◎

	市内相談支援専門員等に対する実務研修を行い、スキルアップを図る 研修テーマ：インテーク・アセスメント・地域資源の紹介と活用、連携など 新報酬体系において新たに「体制加算」となる基幹相談支援センターの研修や連携会議等について適宜開催する	◎
	静岡市・浜松市・三島市・富士市・長泉町にある県内の「基幹相談支援センター」と連携を深め、各圏域での位置づけ、役割を調査し、適正な委託費水準の確保や事業の改善に役立てる。	◎
	② 「静岡市障がい者共生の街づくり計画」に明示された五つの「今後検討が必要な個別課題＝㊦計画相談支援・障害児相談支援の充実、㊧短期入所事業所の充実、㊨移動支援の利便性の向上、㊩新規サービスの提供体制の円滑な整備、㊪障がい者の「親亡き後」の支援」について、自立支援協議会等様々な協議の場を活用し解決に努める。	
	③ 虐待防止センターとして、当事者の立場に立ち、個別の事例の支援と、適切に機能する仕組みづくりに取り組む	
	虐待対応コア会議に出席し、当事者本人の人権を守り、権利を擁護する ・弁護士など専門職や関係専門機関との協力体制を作り、速やかで適切な対応を目指す	○
	虐待防止ネットワークの立ち上げを準備し、虐待防止策や事業所への指導などを検討する	◎
	④ 触法系障害者への対応の増加に対し、連携会議を適時に開催し、関係機関職員の研修と支援への協力を求める	
	平成 29 年度から委託業務の仕様書に追加された、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）に係る触法障害者の相談支援を進める。 ・入り口支援（起訴される前の支援・不起訴後の支援、医療観察法不処遇後の支援）として警察、検察、保護観察所、福祉事業所等と連携し、本人の支援をする ・出口支援（矯正施設退所後の支援）として住宅の確保、生活・就労の支援、再犯防止に努力する	◎
	⑤ 平成 30 年度の報酬改定で示された計画相談支援事業所の「特定事業所加算」に係る「基幹相談支援センター」との連携について、指定のための単なる事務手続きに止まらず、具体的、実質的な連携策を構築する。	◎
	⑥ 機関紙「三輪車」を発行し、障害のあるなしに関わらず広く市民に対し当センターの活動を啓発する	
(5)	地域生活支援ネットワーク相談調整コーディネーター業務の受託（新規）	
	国の指針により静岡市が整備した地域生活支援拠点において、基幹相談支援センターとして今年度より相談調整コーディネーターを派遣し、障がい者等の生活を地域全体で支える仕組み、「地域支援ネットワークまいむ・まいむ」の業務を遂行する ① 相談調整コーディネーターの派遣	◎

	「静岡市障がい者共生の街づくり計画」に基づき「地域支援ネットワークワまいむ・まいむ」に相談調整コーディネーター1名を派遣し、㊶相談支援事業の課題の整理、㊵専門的人材の確保・養成、㊴地域の体制作りについて総合的な調整を行う。(派遣場所 障害者支援施設「百花園宮前ロッジ」内/清水区楠)	
②	サービス調整コーディネーターとの連携 百花園宮前ロッジが置く「サービス調整コーディネーター」1名と緊密な連携を行い、同コーディネーターの役割である㊶緊急時の受入態勢の確保、㊵体験の場の確保に協力し地域に体制づくりに資する	◎
③	自立支援協議会、地域生活支援部会を活用し、「地域支援ネットワークワまいむ・まいむ」の運営会議を行う	◎

(6) その他の相談支援事業における事業の拡大		
①	生活保護精神障害者退院支援プログラムの受託(今年度委託金約97万円) ・精神科病院に入院中の精神障がい者で、生活保護を受給している方の地域移行を支援する(自立支援協議会地域移行支援部会地域移行ワキガグループとの連携など)	○
②	地域相談支援(地域移行支援:個別給付)の実施(継続) ・地域移行支援を希望する個人に対して、同サービスを提供し、地域移行を支援する	
③	新たな障害福祉サービス(個別給付)を研究し、必要なものは実施する(新規) ・特に「自立生活援助」の活用には早急に検討し、実施できる体制を整備する	◎

障害者相談支援推進業務 事業計画

1.事業所の運営体制について

① 指定事業所の概要

相談支援事業所名	静岡市障害者相談支援推進センター	
運営法人名	特定非営利活動法人静岡市障害者協会	
障害者相談支援事業の指定内容	指定一般	事業所番号 2234200075
	地域移行支援 地域定着支援	指定機関 静岡市、指定年月日 平成30年4月1日 (地域定着支援の業務開始には24時間の見守り体制の整備について別に届出が必要)
	指定特定	指定無し(サービス等利用計画の作成)
	指定障害児	指定無し(障害児支援利用計画)

② 事業所の運営状況の概要

所在地	〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号 静岡市中央福祉センター3階	
電話・FAX番号	054-254-6880	
電子メールアドレス	shizu-shokyo@cy.tnc.ne.jp	
ホームページアドレス	http://www4.tokai.or.jp/shizu-shokyo/	
開所日	定例日	月曜日～金曜日(ただし、祝日、祝日の振替日、年末年始休業日(12/29～1/3)は除く。30年度は計247日)
	非定例日	障害者虐待防止センター業務にかかる通報・相談は土日・祝日・年末年始休業日も対応 24時間365日対応
	開所時間	午前9時～午後5時
	電話対応時間	同上
	来所対応時間	同上
職員配置	管理者	非常勤1名 牧野(社会福祉士)
	相談支援員	機能強化推進事業：常勤専任3名 ・相談支援専門員 堀越・中川・小久江 常勤兼務 相談支援専門員1名 濱田(週4日勤務) 非常勤兼務 相談員1名 稲木(週2日勤務)
		・障害者虐待対応・再犯予防促進法に係る障害者相談含む
	事務局員	常勤1名 山本(社会福祉士・介護福祉士) 経理・労務・庶務(障害者110番・補助犬・相談業務の庶務含む)

1 基幹相談支援センター事業の実施見込

①総合的・専門的な相談支援の実施

項 目		実施見込量等
開設日数	延日数	247日
相談支援	延件数	400件
困難事例への対応	延件数	100件
個別支援計画	作成件数	0件 指定特定・指定児童相談支援事業所の指定無し
	作成支援件数	50件 ※セルフプラン等の作成支援
個別支援会議	開催回数	110回 当協会主催のもの
	参加回数	110回 当協会主催のもの

②地域の相談支援体制の強化の取組

項 目		実施見込量・内容
地域の相談機関への助言・指導	実施回数	50回
地域の相談支援事業者の人材育成支援	実施回数	5回
静岡市自立支援協議会		2回
自立支援協議会構成会議（各区の事例から課題を抽出し、自立支援協議会に提案・困難事例の検討・行政の関わり方等の要望）	事務局会議	36回 葵・駿河・清水各区 3×12 就労継続支援A・B型利用継続審査 会議の運営支援
	区連絡調整会議	18回 葵・駿河・清水各区 3×6 事務局会議と同時開催 会議の運営支援
	全体連絡調整会議	3回 当センター主催
市自立支援協議会部会・PT	相談支援事業評価部会	・自己評価の提出 ・利用者アンケートの実施
	権利擁護・障害者虐待防止	・障害者虐待防止検証会議 年1回 ・障害者差別解消地域協議会の在り方等について協議 年3回
	就労支援部会	・「ゆうやけ相談会」の開催他、職場定着に関する事等について協議 年3回程度
	地域生活支援部会	・地域生活支援拠点PT 地域生活支援拠点の面的整備に関する協議
・ヘルパー人材等の養成PT 移動支援ヘルパー養成事業の開催打ち合わせ		年3回
・強度行動障害PT 入所・通所事業所のコンサル事業の検討 ヘルパー人材		

		養成PTと合同開催
	地域移行支援 部会	・部会は年2回程度 ・地域移行支援部会ワーキンググループ会議は、毎月開催
※ 行政機関の会員・各種関係機関団体の連絡会議等への参画		
ア 静岡市障害者施策推進協議会 イ 静岡市障害程度区分非定型審査会		
ウ 静岡市社会福祉協議会の関係会議（生活困窮者自立相談支援調整会議・各区地域福祉相談支援センター会議、『なんでも』相談会、生活応援ボランティア研修への講師派遣等）		
エ 特別支援学校等進路担当者連絡協議会		
オ 静岡市障害者歯科検診センター運営協議会		
カ 静岡市精神障害者地域移行推進事業・退院支援連絡協議会（地域移行支援部会の作業部会に位置づけ）		
ク 静岡市特別支援連携協議会		

③ 地域移行・地域定着の促進の取組

地域移行	・触法障がい者の出口支援、グループホーム等の体験利用の促進
地域定着	・生活困窮者、触法障がい者の入口・出口支援の充実 年12ケース
その他	当センターで実施する個別給付の地域移行支援の強化

3. 障害者相談支援推進事業の実施見込

① 障害者110番相談窓口の開設

項目	実施見込量等
開所日数	センター開所日数 247日 障害別相談 150日
相談支援延件数	150件
研修会実施回数	年2回

② 身体障害者補助犬相談事業

項目	実施見込量等
開設日数	センター開所日数 247日 NPO静岡県補助犬支援センターとの連携
相談支援延件数	360件 うち、補助犬相談 180件

③ 地域生活及び社会参加等推進事業

NPO静岡市障害者協会の事業と連携	障害者プランの勉強会・移動支援・バリアフリー委員会・防災委員会 毎月開催
市議会厚生委員会との福祉懇話会	年1回
関係イベントへの協力	年4回

- ・障害者の書道・写真全国コンテストの周知、出展作品とりまとめ
- ・シニアクラブ葵区・駿河区合同作品展の周知、出展作品取りまとめ
- ・TOGETHERS イン 静岡の後援（日本平ロータリークラブが主催する障害者の音楽祭）
- ・全国障害者スポーツ大会に参加する静岡市選手団への役員派遣等の協力（選手団長の派遣）
- ・静岡県障害者スポーツ大会へ出場に対する周知協力、選手登録支援等
- ・静岡県障害者スポーツ協会との連携
- ・こころのバリアフリーイベントへの協力（事務局・実行委員会委員）
- ・他文化、スポーツイベントについての周知、情報提供

4. 障害者相談支援推進業務 各事業の詳細

(1) 基幹相談支援センター事業

① 地域の相談支援事業者の人材育成支援

1-① 地域の相談支援事業者の人材育成支援（基礎研修）	
実施予定時期	平成30年6月～31年2月
事業概要	I 相談支援事業の使命と仕組み・地域資源を知る
	II アセスメント研修
実施対象	市内の相談支援事業者の相談員
連携機関・団体	○市内の委託相談支援事業者（11ヶ所）・計画相談事業所（31ヶ所） ○地域生活拠点の面的整備関係事業所
1-② 地域の相談支援事業者の人材育成支援（テーマ別研修）	
実施予定時期	平成30年6月～12月
事業概要	I 困難事例の検討
	II 老障介護を支える支援（地域包括支援センターとの協働）
実施対象	市内の相談支援事業者の相談員・地域包括支援センターの相談員
連携機関・団体	○市内の相談支援事業者（11ヶ所）・計画相談事業所（31ヶ所） ○関係行政機関 ○市内地域包括支援センター（各区2箇所） ○関係事業所
1-③ 成果発表研修（応用・実践編）	
実施予定時期	平成31年1～3月
事業概要	I 各区事務局会議のまとめと地域資源開発、連携状況について区毎にグループワーク
	II 関係行政機関や自立支援協議会委員、障害者施策推進協議会委員等を招きグループワークの成果を発表
実施対象	市内の相談支援事業者の相談員
連携機関・団体	日本相談支援専門員協会または学識経験者

② 地域の関係機関との連携強化

2-① トラブルシューター研修	
実施予定時期・回数	平成30年10月 1回
事業概要	触法等特別なニーズのある障害者の支援について、関係機関との連携を図り、支援体制を構築する。(再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、障害者等の再犯防止に関する相談業務の強化)
実施対象	委託相談支援事業所
連携機関・団体	市内の相談支援事業者(11ヶ所)・計画相談事業所(30ヶ所)、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士会、検察庁、矯正機関関係者、地方裁判所、家庭裁判所、保護観察所、保護司会、県地域定着支援センター、障害者就労支援、障害福祉行政機関等
2-② 「災害時要援護者支援」フォーラム	
実施予定時期・回数	平成30年10月 1回
事業概要	災害時要援護者について、個別避難計画の作成や地域での取り組みを考える。(地域防災から地域での支援ネットワークを構築する。)
実施対象	民生児童委員・相談支援事業所・自治会関係者、地区社協関係者
連携機関・団体	静岡市民生・児童委員協議会、静岡市社会福祉協議会(各区地域福祉推進センター)、委託相談支援事業者、静岡市行政関係者
2-③ 障害者相談員との連携	
実施回数	3回
事業概要	身体・知的・精神の各障害者相談員と相談支援事業所との連携会議の開催、事務局会議、連絡調整会議等の機会を捉え、地域の困難ケース等への対応について、連携のスキルアップを図る。
実施対象	市内の身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員
連携する機関・団体	市内障害者相談支援事業所
③ 地域移行・地域定着の促進の取組	
3-① 触法障がい者の支援	
実施予定時期・回数	通年 12回
事業概要	不起訴処分、刑の執行猶予、保護観察処分等を付された触法障害者の支援、保護司面接同行等再犯防止の支援(再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、障害者等の再犯防止に関する相談業務の強化)
連携機関・団体	保護観察所、地方検察庁、県地域定着支援センター、保護司会
3-② 地域移行・地域定着の仕組みを学ぶ	
実施予定時期・回数	平成30年7月 1回
事業概要	地域移行・地域定着の仕組みと実際(行政説明・事例説明)
実施対象	退院促進担当者、精神科病院ワーカー
連携機関・団体	〈主に精神障害者の相談を受け入れている〉委託相談支援事業所

④ 権利擁護・虐待の防止

4-① グループホーム等小規模住居での障害者虐待防止研修	
実施予定時期・回数	平成30年7月 1回
事業概要	行政説明、小規模住居での障害者虐待防止の気付き
実施対象	グループホームの管理者、職員
連携機関・団体	市内障害者相談支援事業所・実地指導担当課職員
4-② 静岡市における障害者虐待防止マニュアルの検討	
実施予定時期・回数	平成30年4月～10月 2回
事業概要	マニュアルの検討会議（権利擁護部会との連携、協働）・マニュアルの検証、改善
実施対象	静岡市障害者福祉課、各区生活支援課、保健所精神保健福祉課、市内障害者相談支援事業所
連携機関・団体	県弁護士会、県社会福祉士会、市内障害者相談支援事業所
4-③ 障害者虐待防止ネットワーク会議の実施、市内の現状と課題の検討	
実施予定時期	平成30年10月～平成31年3月 1回
事業概要	自立支援協議会、権利擁護・障害者虐待防止部会と連携し、ネットワーク会議を開催する。
実施対象	静岡市障害者福祉課、各区生活支援課、保健所精神保健福祉課、市内障害者相談支援事業所
連携機関・団体	関係行政機関、県弁護士会、県社会福祉士会、市内障害者相談支援事業所、障害者福祉サービス事業所、労働関係機関

(2) 障害者相談支援推進事業

①障害者110番事業研修会

実施予定時期	全体会 平成30年8月／障害別研修会 31年3月
内容	○全体会 相談の受付、聞き取りの技術の研修 ○障害別研修会 障害種別の相談ケースの対応
実施対象	静岡市障害者110番相談員
連携機関・団体	関係行政機関、県弁護士会、県社会福祉士会、市内障害者相談支援事業所、障害者福祉サービス事業所、労働関係機関

②地域生活及び社会参加等推進事業

実施予定時期・回数	平成30年4月 1回
内容	TOGETHERES イン しずおかの開催（後援・実行委員派遣） ・障害当事者による音楽、演劇の発表、授産製品等の販売 ・主催 静岡日本平ローターリークラブ
実施予定時期・回数	平成31年3月 1回
内容	無料弁護士相談会 共生、文化・スポーツ活動の紹介 ・障害当事者が共に楽しめる文化・スポーツ活動を見本市のような形で紹介する。バリアフリーイベントとの連携開催
実施予定時期・回数	通年 37回
内容	障害当事者のエンパワメント・施策提言力の強化・意見集約

生活保護精神障害者退院支援事業 実施計画書

1. 事業等の実施体制

- (1) 担当者 牧野善浴（社会福祉士）、 濱田貴倫（相談支援専門員）
- (2) 対象者 各区生活支援課との会議及び下記の連携会議で提出される名簿から抽出予定
- (3) 地域移行支援事業（個別給付）の活用 地域移行支援計画の作成
- (4) 計画相談事業所の活用

2. 事業の準備

- (1) 福祉総務課との打合せ（5月下旬：予定）
 - 出席者 福祉総務課担当1名、当協会担当2名
 - 内容 29年度の事業内容、30年度の取り組み体制、方法など
- (2) 生活保護精神障害者退院支援プログラム関係者会議
 - 開催日 6月 中旬
 - 出席者 3区福祉事務所生活支援課（精神障がいの担当）3名
福祉総務課担当1名、当協会担当2名
 - 内容 平成29年度の支援結果について
平成30年度の支援対象者について
今後の進め方、担当者会議の開催予定など

3. 連携会議等について

- (1) 会議名 自立支援協議会地域移行支援部会精神障害者地域移行支援ワーキンググループ」
- (2) 主催者 静岡市保健所 精神保健福祉課相談支援係
- (3) 出席者 市内精神科入院病床のある医療機関のケースワーカー・看護師等8人
(日本平病院、第一駿府病院、清水駿府病院、溝口病院、こころの医療センター)
市内障害者相談支援事業所（委託・精神）各専任相談員 3人
（市支援センターなごやか、市支援センターみらい、はーとぱる）
静岡市こころの健康センター（会場施設） 1人
静岡市障害者協会（基幹相談支援センター・本事業受託法人） 1人
静岡市精神保健福祉課相談支援係（主催者） 1人
コアメンバー14人